

第十九回国会
衆議院

農林委員會議録第四十四号

昭和二十九年五月十五日（土曜日）

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 小枝 一雄君 理事 網島 正興君

理事 金子重郎君 理事 川俣 清吾君

理事 秋山 利恭君 足立 篤郎君

佐藤善一郎君 寺島隆太郎君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

稻富 稜人君 中澤 茂一君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 大坪 藤市君

（畜産局長）

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 藤井 信君

五月十五日

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案（足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案（足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号）

招致の件

酪農振興法案（内閣提出第一五四号）農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案（足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号）

○井出委員長 これより会議を開きます。

この際農民組合法案、農業委員会法

第一類第九号

農林委員會議録第四十四号 昭和二十九年五月十五日

の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案について、参考人より意見聴取の件についてお諮りいたします。昨日の理事会の申合せに基づきまして、これら農林漁業関係三法案について、参考人より意見を聴取することにしたと思ひます。が、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

なお参考人の選定に關しましては、昨日の理事会の意見によりまして、直接この団体の関係者でなく、なるべく学界、農政評論界等より選定する方針のもとに、委員長に御一任願ひたいと思ひますので、この点御了承願ひます。

なお参考人よりの意見聴取は来る十八日（火曜日）午前十時より行方予定でありますから、御承知置き願ひます。

○井出委員長 これより酪農振興法案を議題といたし、審査を進めます。本案につきましては、前回の委員会においてすでに質疑を終局いたしておりますが、ただいま川俣清吾君より各派共同提案になる修正案が提出いたされております。その内容はすでに各位のお手元にお配りいたしておる通りであります。この際本修正案の趣旨について説明を求めます。川俣清吾君。

酪農振興法案に対する修正案
酪農振興法案の一部を次のように修正する。

修正する。

目次中「集約酪農地域における草地の利用」を「集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に、「集約酪農及び乳業」を「集約酪農及び乳業施設」に、「（第二十二條）を（第二十二條・第二十三條）に、（第二十三條・第二十五條）を（第二十四條・第二十六條）に改める。

第一條中「措置を定め、もつて酪農振興の基礎を確立すること」を「措置を定めることによつて酪農振興の基礎を確立し、もつて酪農の急速な普及発達及び農業経営の安定に資すること」に改める。

第二條第二項中「集約酪農」とは、生乳を集荷する事業をいい、を削る。

第三條第二項第三号中「集約酪農」を「生乳の生産者の共同集約酪農の整備」に、同條第三項中「前項」を「第二項」に、同條第二号中「集約酪農」を「共同集約酪農」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の酪農振興計画を定め、又は変更しようとするときは、省令で定める手続に従ひ、その区域内にある市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びにその区域内において乳業を行う者の意見を聞かなければならない。

第四條第二項及び第六條第一項中

「第三項」を「第四項」に改める。

「第二節 集約酪農地域における草地の利用」を「第二節 集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に改める。

第九條中見出しを「（自給飼料増産計画）」に、同條中「草地（農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ）」について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全」を「農用地について、当該年度における飼料作物の作付予定面積その他その生産に關し必要な事項並びに草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは肥料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ）の改良予定面積及び改良の方法その他草地の改良又は保全」に改める。

第十條第二項中「使用収益の權利を有する者」の下に「並びに草地改良事業計画が前項第一号の事業を含む場合に於てはその地域の全部又は一部を地区として土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基づき設立された土地改良区又は土地改良区連合」を、同條第三項中「使用収益する草地」の下に「（土地改良区又は土地改良区連合に於てはその地区に屬する草地）」を加える。

「第三節 集約酪農地域における集約酪農及び乳業」を「第三節 集約酪農及び乳業施設」に改める。

第十二條第一項中「集約酪農施設」を「集約酪農施設」に、同條第二項第一号中「集約酪農又は乳業」を「その事業」に改める。

第十五條中見出しを「（事業の開始等）」に、「集約酪農若しくは乳業」を「その事業」に改める。

第十六條第一項中「集約酪農又は乳業を行う者」を、同條第二項但書中「集約酪農又は乳業を行う」を削る。

第十七條中「手数料を都道府県に納付して」を削る。

第十八條第二項第二号中「あつ、旋委員候補者」を「公益を代表するあつ、旋委員候補者」に改め、同條第三項を削る。

第十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 あつ、旋委員は、前項の協定案を作成することが著しく困難であるときは、省令で定める手続に従ひ、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の請求に係る協力をする場合において必要があるときは、酪農審議会の専門委員の中から適当な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

第二十一条中「当事者の秘密を除き」を削る。

第二十三条を第二十四条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第四章中第二十二條の次に次の一条を加える。

(酪農審議会)

第二十三条 農林省に酪農審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、酪農振興に関する重要事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 生乳の生産者の団体を代表する者 二人以内

二 乳業を行う者の団体を代表する者 二人以内

三 学識経験を有する者 八人以上

5 審議会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選により選任する。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

専門委員は、学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に関し

必要な事項は、政令で定める。附則を次のように改める。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。但し、第十九条第三項、第二十三条及び次項の規定は、公布の日から起算

「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

酪農振興法(昭和二十九年法律第 号)により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。」

改める。

○川俣委員 私には各派共同提案による酪農振興法案修正の趣旨を明瞭に行いたと存じます。

酪農振興法案の主要な修正点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、第一条の目的であります

が、原案におきましては、牛乳処理法的色彩が濃厚で、酪農によつて農業経営を健全化するような酪農と農業経営一般との関連が必ずしも明確でなかつたのであります。

この際酪農の急速な普及発達及び農業経営の安定をはかる旨の規定を加え、この点を明瞭にいたしましたのでございます。

第二に、酪農振興計画の策定に当り、市町村、農協、同連合会等の意見を十分反映させるとともに、第十二条以下の規定により都道府県知事が行う施設の新設または変更についての承認が酪農振興計画に基づき行われることを明確化するため、第三条に所要の修正

して一年をこえない範囲内で、政令で定める。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

酪農振興法(昭和二十九年法律第 号)により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。」

を加えたのであります。

第三に、原案におきましては、集乳事業が生産者団体以外の独立の事業分野であるような印象を与え、中間取引機関が認められるような誤解を招くので、牛乳は元来農協が集荷しているのではなく、農協の共同販売事業として乳業者に販売したておるのが現実の姿なのであります。

第十六条中「集乳事業又は乳業」という字句を削る等、所要の修正を加えたのであります。

第四は、原案におきましては、非常に草地偏重の色彩が強かつたのであります。

集約酪農地域において合理的な酪農経営を行いますためには、耕地をも含めて自給飼料の増産がなされるべきことが根本問題なのであります。

第二節の表題を「集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に改め、第九条に所要の修正を加え、草地のみならず、耕地についても生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業を行い得るように修正をいたしましたのであります。

第五に、都道府県が生乳等の取引の紛争のあつせんを行うにあたり、その効率的な運用をはかるため、農林大臣の協力を求めるよう所要の改正を加えたのであります。

第六に、紛争のあつせんの申請を行うにつき、原案では手数料を納付する等の規定があつたのであります。

これは生産者に相当の負担を与え、あつせん制度がその面から事実上くずれおそれるを考えたので、これらの規定を削除し、生産者がいつでも容易にあつせんを申し出る機会を与えるようにいたしましたのであります。

第七に、第二十一条の拒否せられた勧告案を公表する規定につき「当事者の秘密を除き」の事項を削つたこととあります。

この規定を置きますと、これを引用せられまして、本条の趣旨が有名無実とされるおそれがありますのでこれを削除いたしましたのであります。

真に当事者の秘密に属する事項は条理上当然公表できないものと理解するのが妥当であらうと思つたのであります。

第八の修正点は、酪農振興に関する重要事項を審議するため農林省に酪農審議会を設けるとともに、審議会に専門事項を調査させるための専門委員を設けることとしたし、所要の修正を加えたのであります。

予算の関係もありまふので、この規定は予算の裏づけをまつて施行することとしたしてあります。

なおこの際、審議会の委員でござい

ますが、各派御懇談の上に生産者の団

体を代表する者二名、乳業を行う者の団

体を代表する者二名、学識経験を有す

る者八名以内としたしておりますが、学識経験を有する者八名の中には消費者代表も加える意味でござい

ます。なお学識経験者には往々にして国会議員を学識経験者の中に加えておりますが、本法の適用にあたりましては、各派共同の懇談の結果国会議員はこれを含めないこととしたしてあるのでござ

います。

以上修正案のおもなる点を申し上げた次第であります。

何とぞ修正案につきまして御賛成あらんことをお願いいたします。

○井出委員長 ただいまの修正案に対して質疑があれば発言を許します。

別に質疑もなければ、これより討論を省略してただちに採決いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○井出委員長 御異議なしと認めま

す。それではこれより採決いたします。

まず川俣清吉君提出にかかる各派共同修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

(総員起立)

○井出委員長 起立総員。よつて修正

案は可決せられました。

次にただいまの修正部分を除く原案

について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

(総員起立)

君。

○足鹿委員 だいま議決せられまし
た酪農振興法案に対する附帯決議を付
するの動議を提出したいと存しま
す。

まず決議案を朗読いたします。

酪農振興法案に対する附帯決議

(案)

一、政府は、集約酪農地域として適
当な地域についてすみやかに全国
的調査を行うとともに、家畜資
源、衛生、飼料、価格、販売、金
融、財政等に関する諸対策を総合
した酪農振興の基本計画の策定に
つとめること。

二、政府は、集約酪農地域の指定に
当り、広く全国の農村を対象とす
るため、夫々の地域における経済
的、社会的条件に相応した幅のあ
る指定基準を設けると共に、集約
酪農地域以外の地域における有畜
農家創設事業の進展を遅滞せしむ
ることなきよう注意すること。

三、政府は、乳牛の積極的な改良増
殖を促進するとともに、乳牛取引
における不当なる中間搾取を排除
するため、適切な共同購買態勢
を確立するよう指導すること。

四、政府は、草資源の造成改良その
他草地の利用を一層拡充するため
道路、灌漑等の公共事業を起し、
且つ林地耕地等との調整につき速
急に対策を講ずるとともに、国有
林野のうち草牧地として適当なる
地域については積極的に共用林野
制度等の活用を図ること。

五、政府は、農業協同組合の行う集
乳及び乳業施設に対しては、生産
指導事業に結びついた一体的な事

業分野として確立しうるよう強力
に指導するとともに、その具体的
助成措置を講ずること。

六、政府は、生乳等の不正取引の
防止に資する目的をもつて地方の
実情に即し、都道府県農業協同組
合連合会が取引契約の当事者の一
方となるよう指導すること。

七、政府は、生乳の集約的飲用を奨
励促進するため、食品衛生法に定
める基準の特例を設けるとともに
に、学校、事業場、病院等が直接
生産団体との間に継続的取引を行
うよう指導し且つ設備等に対する
助成の措置を講ずること。

八、政府は、乳製品に需貨が生じ、
酪農振興に支障を生ずるおそれ
がある場合には遅滞無く融資、あつ
旋等の措置を講ずること。

以上が決議案の案文であります。
これの提出の理由等につきましては、
先般衆議院の経過等にかんがみて各
派で十分話し合ひをいたしましたのであり
ますので、これを省略することに
いたします。

○井出委員長 だいまの足鹿君提案
にかかる動議に關しまして発言があれ
ばこれを許します。——別に発言もな
ければ、ただいま足鹿委員提案の通り
に本案に対し附帯決議を付することに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認めさ
う決しました。

なおお諮りいたします。本案に關す
る衆議院規則第八十六條の規定による
報告書の作成に關しましては、委員長
に御一任願いたいと思ひますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なし認め、さ
う決しました。

なおただいまの附帯決議は委員長報
告の中に盛り込んで報告いたしますの
で、その点御了承を願ひます。

○井出委員長 この際お知らせいたし
ます。ただいま足立郎君外十名提出
農林漁業組合連合会整備促進法の一部
を改正する法律案が本委員会に付託に
なりましたので、これより本案を議題
といたし、その趣旨の説明を求めたい
と思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま
す。それでは提出者の趣旨説明を求めま
す。足立郎君。

農林漁業組合連合会整備促進法の
一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法
の一部を改正する法律

農林漁業組合連合会整備促進法
(昭和二十八年法律第九十号)の一
部を次のように改正する。

第十六條の次に次の三條を加える。
(金融機關再建整備法の特例)

第十七條 この法律又は農林漁業組
合再建整備法に基き整備又は再建
整備を行つてゐる農業協同組合及
び農業協同組合連合会並びに当該
農業協同組合連合会の構成員たる
農業協同組合及び農業協同組合連
合会が金融機關再建整備法(昭和
二十一年法律第三十九号)の規定
により調整勘定の処理を行うに当

項第一号及び第二号のイ並びに第
三十七條の第三項から第五項ま
での規定は、これを適用しない。

この場合における同法第三十七條
の二の規定による利益金の処分
は、同法第一項第一号及び第二号
のイの規定により国及び地方公共
団体に納付すべき額に相当する額
を控除してなお残額がある場合に
限り、これを行うことができる。

第十八條 前條の農業協同組合及び
農業協同組合連合会が金融機關再
建整備法の規定により調整勘定を
処理する場合に、同法第三十七
條の三第一項に規定する場合の外、
前に旧勘定に属してゐた資産
及び負債のうち同法第七條第一項
の命令で定めるものを除くすべて
について確定評価基準による評価
が行われていない場合においても、
確定評価基準の定められていない
ものについては暫定評価基準によ
る評価のまゝ、同法第三十七條の
三第一項の規定にかかわらず、大
蔵大臣及び農林大臣の認可を受け
て、調整勘定を、閉鎖すること
ができる。

第十九條 第十七條の農業協同組合
及び農業協同組合連合会は、前條
又は金融機關再建整備法第三十七
條の三第一項の規定により調整勘
定を閉鎖する場合において、その
閉鎖の際その調整勘定に利益金の
残額があるときは、命令の定める
ところにより、これを国庫に納付
しなければならない。

2 国は、前項の規定による納付金
の額に相當する金額を、予算の定
めるところにより、この法律又は

農林漁業組合再建整備法に基く整
備又は再建整備を行つてゐる農業
協同組合又は農業協同組合連合会
の整備又は再建整備を促進するた
めの経費に充當しなければならない
い。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○足立委員 だいま議題に供せられ
ました農林漁業組合連合会整備促進法
の一部を改正する法律案について、提
案の理由を御説明申し上げます。

農業協同組合及び同連合会は、農林
漁業組合再建整備法及び農林漁業組
合連合会整備促進法が施行せられて
以來、国より増資奨励金または利子補
給金の交付を受け、その再建整備に努
めておりますことは各位の御承知のこ
とであります。

この過程におきましては、これらの
組合または同連合会は、収支の成り立
たぬ事業は廃止するとともに、これに
關係のある固定設備等はすみやかに処
分すべき必要があるものであります。

しかしながら、これらの固定設備の
うちには、金融機關再建整備法によつ
て、前の旧勘定に属するものが多いた
めに、現在、農業協同組合または同連
合会が有しております固定資産につ
きましては、調整勘定が閉鎖されま
すまでの間は、主務大臣の認可を受け
なければ、これを自由に処分すること
ができないのであります。

右の事情は、組合及び連合会の再建
整備を促進する上に重大な障害となつ
ておりますので、確定評価基準によ
る評価が行われていない場合におきま

しても、暫定評価基準による評価のま
ま、調整勘定を閉鎖することができ
ることとし、これらの固定資産の自由
かつ早急な処分を可能とする方途を講
ずることが肝要であると存するのであ
ります。

次に、調整勘定に利益があつたとき
は、金融機関再建整備法によりまし
て、この利益は、まず、国から受けた
補償金の返納に充当し、さらに残額の
あるときは、確定損を負担して消滅し
た指定債務に対する分配その他貯金債
務で切り捨てたもの及びその利息に充
て、また調整勘定を閉鎖しました際、
調整勘定におお利益金の残額があると
きは、これを出資者に対する分配に充
てることと相なつておるのであります
が、農業協同組合、同連合会が再建
整備に邁進しております現状にかん
がみまして、国または地方公共団体に
納付すべき額に相当する金額は、一旦
国庫に納付せしめる措置をとり、これ
を予算の定めるところにより、適正に
再建整備または整備の促進のために支
出することが必要かつ妥当であると確
信する次第であります。なお、この措
置を行つても調整勘定に利益の残額が
ある場合には、戦時補償特別税に關連
して他の金融機関に対して履行すべき
求償権の債務、退職金、指定債務以外
の貯金によつて確定損を負担した者に
対しては分配を行うことは従前の通り
であります。

以上の趣旨により、金融機関再建整
備法の特例を設けますため、農林漁
業組合連合会整備促進法の一部を改正
いたすべく、ここに本案を提出した次
第であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

御可決あらんことをお願い申し上げます。
○井出委員長 本案に対する質疑は次
会に繰越し、本日はこれにて散会いた
します。
午前十一時五十三分散会

〔参 照〕
酪農振興法案（内閣提出）に関する
報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕